

00732

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年一月二十九日 火曜日
第二千二百八十一号

告示

- ◆ 告示
- 牛の人工授精講習会実施
- 完全給食の実施承認
- 建築代理業者の登録取消
- 桑苗自給生産施設補助要項

◆鳥取縣告示第三十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条の規定による牛の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和二十六年度鳥取県建築代理士試験実施
鳥取県建築代理業者登録規則第十一條第一項に規定する同等以上の学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業したと認める基準

昭和二十七年一月二十九日

鳥取県知事 西尾愛治

昭和二十七年度県立高等学校入学者選抜要綱
昭和二十七年度県立高等学校入学選抜学力検査要綱

公立学校教員並びに事務職員任用審査実施

◆資格審査公告

資格審査結果公告

00734

施設名	所在地	対称	承認年月日	承認番号
涌谷病院	東伯郡	施設全部	昭和二十六年 十二月一日	桑苗自給生産施設補助要項
倉吉町	について			
大字下福田四九三	鳥取県東伯郡高城村	建築士永通	昭和二十七年一月二十九日	食第十一号
右同	東伯郡事務所	一級建建士		
26.8.1	永通東伯	永通東伯		
1118	桑苗自給生産施設補助要項			
登録登録	本籍	氏名	業者管理者	
番号年月日	現住所			
記				
鳥取県知事西尾愛治				
建築代理業者名簿から次の者の登録を昭和二十七年一月十七日取消した。				
◇鳥取縣告示第三十二号				
第一 桑苗の自給生産を奨励するため、この要項により予算の範囲内で補助金を交付する。				
第二 補助金は郡市養蚕農業協同組合又は郡市養蚕農業協同組合連合会が桑苗の自給生産講習会を開催する場合、その経費の二分の一以内を交付する。				
第三 補助金の交付を受けようとするものは申請書(別記様式一)に事業計画書(別記様式二)並びに收支予算書(別記様式三)を添付し昭和二十七年二月十日までに知事に提出しなければならない。				
第四 補助金の交付を受けたものは、昭和二十七年五月末日までに事業成績報告書(別記様式四)に事業成績書(別記様式二)並びに收支決算書(別記様式三)を				

◆鳥取縣告示第三十三号
桑苗自給生産施設補助要項を次のように定める。

◆鳥取縣告示第三十三號

昭和二十七年一月二十九日

第六　この要項により知事に提出する書類は所轄産業技

卷之三

桑苗自給生產旅證補助金交付申請書

桑苗自給生産施設補助要項により補助金を交付下さる
よう事業計画書並びに收支予算書を添え申請致します。

昭和
年
月
日

卷之二

知事氏名殿

梯式

學言四書

開催月日　一場所　講師名　町村名　人員

項 目		本年度予算		前年度予算	
		(決算額)		(予算額)	
團體負担金	何々	計			
項	目	本年度予算	前年度予算	比	較
器	具	(決算額)	(予算額)	增	減
會	場				
何	々				
計					

卷之四

自給生産施設開拓事業

決算を別紙の通り報告致します。

卷之三

昭和年月日

何々養蚕農業協同組合

總合長

事氏名殿

鳥反縣告示第四十一號

鳥取県建築代理業条例第十條の規定により昭和二十六年
度鳥取県建築代理業試験に次つ要項により実施する。

昭和二十七年一月二十九日

第一 受驗資格

する者

卷之三

(第三種郵便物認可)

五

00737

一、履歴書
二、受験票

三、第一、第一号に該当する者は、その学校の卒業証書又は証明書

(脱帽正面に半身を写したもので受験票に添付する)

四、写眞

(脱帽正面に半身を写したもので受験票に添付する)

八、受付

県建築課及び土木出張所で受付けたときは、受験番号と係員の印を押した受験票を渡します。

第三 試験の期日、場所、方法及び合格の通知

1、試験の期日及び時間割

昭和二十七年二月二十四日(日曜日)

建築基準法関係法規 午前九、三〇一一一、三〇

代理業條例関係法規 午后二、三〇一一一、三〇

設 計 午后二、〇〇一一三、〇〇

2、試験の場所

鳥取市東町 鳥取西高等学校(元鳥取一中)

3、携行品
イ、受験票
ロ、鉛筆、小刀、消ゴム、三〇センチメートルの物

指

ハ、晝食

4、合格の通知及び発表
試験に合格した者には、本人に通知するとともに建築課において公告します。

発表は昭和二十七年三月上旬の予定です。

注 意

1、申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに県建築課へ連絡して下さい。

2、詳細又は不明の点については県建築課及び土木出張所に問い合わせ下さい。
(通信による場合は所要の郵便切手をはつた宛先明記の封筒又は葉書を同封のこと。)

00738

◇鳥取縣告示第四十二号

鳥取縣建築代理業條例(昭和二十五年十二月鳥取縣條例

第五十五号)第十一條第一号に規定する同等以上の学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業したと認める基準を次のように定める。

昭和二十七年一月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建築代理業條例第十一條第一号に規定する同等以上の学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業したと認める基準

三十号)による建築科又は土木科の検定に合格したこと。
四、小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限四年以上の学校、高等小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限三年以上の建築又は土木の課程ある学校を卒業したこと。
五、その他知事が前各号と同等以上と認めるもの。

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第一号

昭和二十七年度県立高等学校入学者選抜要綱を次の通り定める。

昭和二十七年一月二十九日

鳥取縣教育委員會

一、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限二年以上の建築又は土木の課程ある学校を卒業したこと。

三、実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第一年文部省令第四号)による建築科又は土木科の検定に合格したこと。

昭和二十七年度県立高等学校入学者選抜要綱

の通りである。

一、各高等学校の募集生徒数
各高等学校の募集生徒数は別に定める。

二、入学出願資格

一、中学校第三学年に在学し昭和二十七年三月卒業見込のもの

二、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの

三、監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められたもの

三、出願手続

一、志願者は県立高等学校通学区制に従わなければならぬ。

通学区は志願者が生活を共にする保護者の居住地をもつて決定し志願者の單独寄留等は認めない。但し

特別の事情ある者については実情を調査の上決定する。

二、志願者は左に掲げる入学志願書及び入学選抜手数料を取扱え出身学校を経由して出願期間内に第一志

四、出願期日

出願期日 昭和二十七年一月十九日より二月二十六日まで(日曜日を除く)

受付場所 各第一志望校

五、入学選抜方法

一、出身中学校長よりの報告書と学力検査成績とを総合する。

二、志願案して選抜を行う。

昭和二十七年一月二十九日
鳥取県教育委員会
昭和二十七年度鳥取県立高等学校入学選抜実施する学力検査の成績とする。

三、身体検査は実施しない。ただし、工業科、水産科の志願者で色弱、色盲の者は入学を許可しない。

六、入学許可者発表

期日 昭和二十七年三月十日
場所 各高等学校

七、注意事項

一、入学志願書は各高等学校に準備してある。

二、報告書は県教育委員会の各支所に準備してある。

三、本要綱に関する質疑は最寄の高等学校において行う。

四、既納の入学選抜手数料は還付しない。

◆鳥取県教育委員會告示第二号

昭和二十七年度鳥取県立高等学校入学選抜学力検査要綱を次の通り定める。

望校の校長宛提出する。ただし二月二十六日付消印のある郵送の出願書類は有効とする。

イ、入学志願書(用紙は県教育委員会所定のもの)

ロ、入学選抜手数料 百五十円

三、志願者の出身学校長は出願期間内に第一志望学校の校長宛報告書(用紙は県教育委員会所定のもの)

を提出する。

四、各高等学校長は入学志願書及び入学選抜手数料を受理したときは受検証を交付し、これをもつて入学選抜手数料の領收証に代える。ただし、郵送を必要とするものは通信用封筒一枚(宛先明記郵券ちよう付)を準備すること。

00741

五、検査場所
県下一斉に行う。

六、志望校
第一志望校

- 1、本検査を円滑に実施するため県教育委員会事務局(教務課)に昭和二十七年度県立高等学校入学選抜学力検査管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。
- 2、管理委員会は教育長を委員長とし県教育委員会事務局職員及び公立学校の校長教職員の中から任命された委員をもつて構成する。
- 3、管理委員会は左の業務を行う。

- | | |
|------|--------------------|
| 庶務 | 各会場及び委員との連絡検査問題の印刷 |
| 問題作成 | 検査問題及び模範答案の作成 |
| 会場 | 会場準備、受付、検査実施監督及び総末 |
| 処理 | |

採点 答案採点、学力検査成績簿作成

問題作成委員会で問題案を作成し問題案の中から管理委員長が最終決定を行う。

七、注意事項

学力検査当日は必ず受検証を携行すること。

◆鳥取縣教育委員會告示第三号

鳥取縣公立学校教員並びに事務職員任用審査を次のように行う。

昭和二十七年一月二十九日

鳥取縣教育委員會

一、日時場所及び受検者
昭和二十七年二月四日(月)午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町 根雨小学校(米子市、日野郡在住者)
米子市角盤町 義方小学校(西伯郡在住者)
昭和二十七年二月五日(火) 午前九時から午後五時

まで

東伯郡倉吉町 成徳小学校(東伯郡在住者)

鳥取市東町 鳥取西高等学校(鳥取市、岩美郡、

八頭郡、氣高郡在住者)

二、受審資格

1、旧制高専以上の学歴資格を有するもの

2、旧制の教員免許状を有するもの

3、新制高等学校卒業の学歴又は資格を有するもの

4、旧制中学校以上の学歴又は資格を有するもの、及びこれと同等以上の学歴を有するもの(但し事務職員希望者に限る)

三、審査内容

1、人物審査 教育職員としての適否を審査する。

2、筆記試験 教育職員としての常識を審査する。
出題範囲

(1) 一般教養、及び教職的教養に関する簡単な試問

問

(2) 教育法規については憲法、教育基本法、学校

五、書類受付日時場所

受検者は必要な書類を審査前日までに最寄の支所に提

教育法及び教育公務員特例法についての簡単な
試問
3、身体検査
審査当日までに県立保健所で身体の健康状況、特に結核性疾患についての検査を受けておくものとする。
(間接撮影にて可)

四、提出書類

1、志願書

鳥取県内鳥取県教育委員会事務局教務課及び最寄地方事務所内鳥取県教育委員会事務局支所(以下「支所」という。)に準備してある。

2、履歴書(自筆のもの)

3、免許状写

4、最終卒業又は修了学校の成績証明書

5、身体検査書(前項(3)に基くものであつて当日持参のこと)

00742

00743

出し、その支所で指定する審査会場で受検するものとする。

六、当日の持参品

1、筆記用具

2、晝食

3、算盤（事務職員志望者に限る）

七、注意事項

昭和二十七年三月卒業見込の大学、高等学校旧制高等専門学校の在学生で任用審査受検希望者に対しては別に実施するので今回の任用審査には出願を認めない。

公

告

資格審査結果公告第七十九号

(自昭和二十六年十二月一日
至昭和二十六年十二月三十一日)

昭和二十六年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する

勅令（昭和二十二年勅令第一号）、市町村長の立候補禁止に關する件（昭和二十二年勅令第三号）、昭和二十二年勅令第一号施行に關する件（昭和二十二年閣令内務省令第一号）及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取県知事が行つた資格審査の結果である。二、この表は、最も広く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少くとも一箇月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の參照に供しえるよう、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数

八十一名

非該当決定者 八十一名

審査を受けた公職及びその氏名

(1) 昇任又は任命予定者

○國家地方警察事務官

古浜 昭 横井 武夫

○国家地方警察巡查

山崎 邦夫 表 憲一 小谷 喜法

米村 孝一 岡本 健藏 築谷 真義

茂理 卓也 往西 礼二 田中 操

岩本 勝明 山添 恕一 池田 栄勝

谷中 幸雄 岡本 宗一 中島 忠彦

長谷 高昇 竹内 芳男 中村壽賀雄

石田 達男 長谷川茂一 石川 竜男

伊木 登志雄 森本 宗春 中村壽賀雄

伊藏 栄一 安藤 昭夫 酒井 勝

谷野 滋 森 俊雄 北村 松夫 同補充員

津村 賢 由本 久夫 平野 啓治

新出 篤雄 渡部 正人 畑中 幹雄

齊藤 泰範 中村 純一 池本 健郎

横山 茂 山田 忠二 安本 隆司

安藤 保弘 平木 弥栄 吉田 友則

吉田 郁夫 幸栄 悅美

高橋 長治 加門 寛治 小泉 增蔵

長岡さみ子 橋本 ヘル

同補充員 乗本 クニ 石崎 綾子

倉吉檢察審査員 門脇 良徳 花本 昭二 谷口 彦次

大本 次郎 手島すが子 米村 一枝

同補充員 吉田 良太郎 太田政之助 土井 武次

徳丸 幸茂 米沢 君子 川本 増野

内務省令第一号

昭和二十二年閣令

内務省令第一号

昭和二十三年政令第六十二号

00745

岸本 乙藏

○商工会議所会頭及び同理事

鳥取商工会議所会頭

米原 章三

同理事

中谷 周藏

中村 七男

○市選舉管理委員會委員

鳥取市 安陪 繁藏

○鳥取市民病院医員

木内 五一

大槻 正巳

坂口 玲子

○村固定資産評価委員

中私都村 岡嶋 春久

○恩給取得者

田中 孝壽

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可)

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印綱所昭和二十七年一月二十九日印刷
昭和二十七年一月二十九日發行